

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
総合住宅ローンシミュレーションの改修	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年7月1日	スミセイ情報システム株式会社 東京都新宿区西新宿6-14-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構ホームページに掲載している総合住宅ローンシミュレーションの改修業務を委託するものである。本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。改修業務を、当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約したものである。	1,404,000	1,404,000	100.00%	-	本シミュレーションに関する権利は、機構独自のノウハウ等以外の一切の権利が開発事業者である同社に留保されている。保守業務を当該権利を保有する同社以外に委託することは不可能であることから、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年7月25日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,450,000	7,450,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
借上宿舍	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年8月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い事務所に近接する職員宿舍の借上げが必要となり、当該物件を宿舍として活用するため、賃貸人と随意契約したものである。	2,160,000	2,160,000	100.00%	-	当該借上宿舍は、人事異動に伴い職員宿舍の借上げが必要となり、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	19	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年8月22日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,975,000	7,975,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
与信ポートフォリオ管理システムの業務アプリケーション保守運用業務	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年8月27日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区神田錦町1-19-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステムの保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	6,048,000	6,048,000	100.00%	-	本システムは、同社のソフトウェアを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものであり、同社が、契約書上、知的財産権を保有しているソフトウェアを使用していることにより第三者による変更ができないことから、改修等を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新築マンションのダイレクト情報サービスの利用	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年8月29日	株式会社不動産経済研究所 東京都新宿区新宿1-15-9	会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるものである。機構が、効率的な営業方法を確立するために必要となる水準の新築マンションの各種情報(新規物件情報、販売単価、売行き、物件概要等)は、このサービス以外から得ることができないことから同社と随意契約をしたものである。	3,758,400	3,758,400	100.00%	-	機構が必要とする新築マンションの新規供給及び販売状況等の情報の情報提供者は限られており、同社から提供されるデータについては、マンション市場動向調査・分析の基礎データとして有用であり、当該情報を提供することが可能な同社と随意契約したものである。	12	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 橘寿彰 東京都文京区後楽1-4-10	平成26年9月26日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	7,300,000	7,300,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるをえないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成26年12月末時点の情報に基づき作成。